

## 山梨県造林事業費補助金交付要綱

	昭和62年	9月	9日	森整第	8-	54号
一部改正	平成元年	9月	14日	森整第	7-	66号
一部改正	平成2年	10月	11日	森整第	8-	21号
一部改正	平成3年	5月	8日	森整第	5-	82号
一部改正	平成4年	9月	1日	森整第	8-	70号
一部改正	平成5年	6月	29日	森整第	4-	60号
一部改正	平成6年	9月	28日	森整第	7-	43号
一部改正	平成7年	4月	24日	森整第	5-	35号
一部改正	平成8年	7月	9日	森整第	5-	35号
一部改正	平成9年	9月	1日	森整第	4-	133号
一部改正	平成10年	10月	10日	森整第	10-	100号
一部改正	平成11年	10月	12日	森整第	10-	33号
一部改正	平成12年	9月	29日	森整3第	8-	6号
一部改正	平成13年	9月	18日	森整3第	4-	9号
一部改正	平成14年	7月	30日	森整3第	7-	6号
一部改正	平成15年	3月	27日	森整3第	3-	14号
一部改正	平成17年	9月	1日	森整第	1043	号
一部改正	平成18年	6月	16日	森整第	258	号
一部改正	平成19年	8月	21日	森整第	329	号
一部改正	平成20年	9月	1日	森整第	853	号
一部改正	平成21年	9月	15日	森整第	1007	号
一部改正	平成23年	1月	11日	森整第	1150	号
一部改正	平成24年	1月	24日	森整第	1952	号
一部改正	平成30年	9月	5日	森整第	866	号
一部改正	令和1年	5月	7日	森整第	1903	号
一部改正	令和2年	3月	27日	森整第	2255	号
一部改正	令和4年	4月	1日	森整第	272	号

### (趣旨)

第1条 知事は、木材生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の機能の調和を図りつつ適正な森林の造成を計画的かつ効果的に行うため、造林事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知。以下「環境保全実施要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）、及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山漁村実施要領」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の内容)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となる造林事業及びこれらに対する補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第3条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、環境保全実施要領第5の5、農山漁村実施要領第2の1の(2)の別紙6の第8の6に定めるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境保全実施要領の規定により転用等の届け出を行う場合は、造林地転用等届書(第1号様式)によるものとする。
- (2) 補助金の確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書(第6号様式)により補助金交付申請番号等を速やかに報告するとともに、消費税仕入控除税に相当する補助金(補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額があれば、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を返還すること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者(以下「事業主体」という。)から、申請時の行為に関し委任を受けた者(以下「代理申請者」という。)は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(財産の処分の制限)

第4条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの)については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 事業主体は、前項の承認を受けようとする場合は造林事業費補助金財産処分承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(事前計画書の提出)

第5条 環境保全実施要領第1の1の森林環境保全直接支援事業に係る事業主体は、事前計画書(第8号様式)を、農山漁村実施要領第2の1の(2)の別紙6の第4の3機能回復整備事業の(1)のサ花粉発生源植替えを実施する事業主体は、事前計画書(第9号様式)を、補助金申請を行う前に知事に提出しなければならない。

(補助金交付の申請)

第6条 事業主体又は代理申請者は、事業完了後速やかに造林事業費補助金交付申請書(第2号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 造林補助事業実績報告書(第3号様式)
- (2) 造林地実測図(第4号様式)
- (3) 納税対応状況報告書(第5号様式)
- (4) 造林地位置図

(5) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 知事は前条の申請を受理したときは、必要な竣工調査をし、かつ、その結果に基づいて補助金の交付を適当と認める者に対し、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い、速やかに精算払いにより支払うものとする。ただし、事業主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、消費税仕入控除税額に相当する補助金を減額して支払うことができる。

(恩賜県有財産管理者にかかる補助金交付)

第8条 恩賜県有財産管理者が補助金の交付を受けようとする場合は、前条の規定にかかわらず、知事に必要な書類を提出するものとし、知事が補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

### 造林地転用等届書

次のとおり造林補助事業施行地を転用等したいので、山梨県造林事業費補助金交付要綱第3条の規定により届け出ます。

補助金を受けた年度	整理番号	転用等造林地の所在				事業区分	事業の種類	樹種	面積	植栽本数	補助金額	適用
		市町村	大字	字	地番							

- 1 転用等の目的
- 2 転用等の年度
- 3 転用等の総体面積
- 4 転用等予定地の既往補助事業の内容
  
- 5 添付書類
  - ア 当該造林地の位置図（5万分の1）
  - イ 当該造林地の実測図
  - ウ その他知事が必要と認める書類

第2号様式

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

## 令和 年度造林事業費補助金交付申請書

次のとおり造林事業を完了したので、山梨県造林事業費補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 事業内容  
別添実績報告書のとおり
- 2 振込先

## 令和 年度造林補助事業実績報告書

整理 番号	造林地の所在				事業実績											事業主体		備考
	市町村	(町) ・大字	字	地 番	事業 区分	整備 区分	事業の 種類	造林 種別	査定 区分	樹種	面積 (ha) 延長 (m)	林齢	苗木 本数 または 搬出 方法	苗木の 入手先 または 搬出 材積	森林経営 計画認定 番号	住所	氏名	

- 注1) 保全松林緊急保護整備事業の特殊地拵造林の場合にあつては、前生樹の伐倒除去本数を苗木本数欄に、材積を苗木の入手欄に記入すること。
- 注2) 搬出間伐の場合にあつては、搬出方法（「車両」「架線」別）を苗木本数欄に、搬出材積を苗木入手欄に記入すること。
- 注3) 保育事業の場合にあつては、苗木本数欄には伐採本数を記入すること。
- 注4) 事業区分は、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業等(細事業名も記載)と、整備区分は、単層林整備、複層林整備と、事業の種類は、人工造林、保育、造林種別は、植栽、樹下植栽、普通1回刈、除伐、間伐、更新伐、枝払い…等と記入すること。
- 注5) 事業主体と森林所有者が異なるときには、備考欄に森林所有者名及び森林所有者の電話番号を記入すること。

第3号様式（衛生伐）

## 令和 年度造林補助事業実績報告書

施行地		事業の明細					事業区分( )	備考
市町村	大字	事業区分	事業の種類	造林種別	面積 ha	材積 m3		

注1) 造林種別は、伐倒くん蒸、伐倒薬剤処理と記入すること。

注2) 事業施行地の位置図、委託契約書及び検査調書の写し、事業実施状況写真を添付すること。

造林地実測図

整理番号 森林所有者氏名 施行地 事業の種類 査定区分	大字 字 番地 (造林種別)	方位
	樹種 面積	縮尺



第5号様式

山梨県知事

殿

申請者 住所  
氏名

### 納税対応状況報告書

令和 年度造林事業補助金の交付申請にあたり、消費税法の納税対応について下記のとおり報告します。

記

整理 番号	納税対応 (予定)	確認項目			備考
		受託者の 預り金処理	森林所有者の 課税対象区分	確認の対象	

- ※1 納税対応（予定）欄は、消費税に係る「原則課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかを記載し、それ以外の非事業者の場合は記入不要とする。
- ※2 預り金処理欄は、受託の場合のみ記載し、交付される補助金の経理を預り金として処理する場合は「該当」を、それ以外の場合は「非該当」を記載する。
- ※3 森林所有者の課税対象区分欄は、「事業者」、「非事業者」のいずれかを記載する。
- ※4 確認の対象欄は、「森林所有者」、「受託者」のいずれかを記載する。非事業者の場合は記入不要とする。
- ※5 市町村が申請者の場合は提出不要とする。
- ※6 備考欄は、地方公共団体（市町村以外）の場合に限り、特定収入割合について「5%を超える」、「5%以下」の何れかを記載する。
- ※7 行は適宜追加すること。

第6号様式

番  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

## 令和 年度消費税仕入税額控除適用報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定及び確定通知があった造林事業費補助金について、山梨県造林事業費補助金交付要綱第3条の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

- 補助金交付申請番号
- 補助事業者名（森林所有者名）
- 施工場所
- 補助金確定額 金 第 円  
(令和 年 月 日付け 第 号による確定通知額のうち該当額)

(注) その他参考となる資料を添付すること。

第7号様式

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

## 造林事業費補助金財産処分承認申請書

年度造林事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県造林事業費補助金交付要綱第4条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

# 検査調書

検査年月日 令和 年 月 日  
検査書 職氏名 印

検査事項	検査の内容及び方法等	判定

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

### 山梨県造林事業事前計画書（森林環境保全直接支援事業）

山梨県造林事業費補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり提出します。

- 1 対象区域及び面積（市町村名ならびに森林経営計画認定番号） ha
- 2 計画期間 年度 ～ 年度（ 年間）
- 3 年度別計画（概数、詳細は別紙のとおり）

(ha)、  
(m)

区分	保育 間伐	間伐	更新伐	人工造林		〇〇※	間伐・ 更新伐計	森林作業道
				うち人工 造林を伴 う伐採	伐採 造林			
(年度 記載)								
計								

※ 森林作業道整備と一体的に実施する施業を適宜追加

- 4 その他



第8号様式 (別表)

(作業箇所及び内容)

(2) その他間伐以外の施業

整理 番号	年度	所在地			施業を実施する森林の現況				施業の内容		路網現 況 m/ha	区画 番号	森林経営 計画認定 番号	備考	
		市町村	大字・字・地番	林班(小班)	面積 (ha)	樹種	林齢	施業 方法	材積 (m3)						
				合計											

注1 「施業方法」欄は、間伐以外の保育作業(下刈、除伐、枝打ち、獣害防除等)を記載







山梨県知事

殿

申請者 住所  
氏名

### 山梨県造林事業事前計画書（花粉発生源対策促進事業）

山梨県造林事業費補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり提出します。

- 1 対象区域及び面積 ○○市町村○○地区 ○○ha
- 2 計画期間 年度 ～ 年度（ 年間）
- 3 年度別計画（概数） 詳細は別紙内訳及び計画図のとおり

区分	一貫作業（各作業毎の計画面積）				林木被害 防止施設 (ha、m)	森林 作業道 (m)	植栽樹種
	伐採 (ha)	搬出集積 (ha)	地拵え (ha)	植栽 (ha)			
(例) R3年度	2	2	1.9	1.9	500	1,000	スギ
計							

- 4 その他

施業別計画内訳

花粉発生源植替え

事業箇所

整理番号	計画始期	計画終期	施行地		森林現況		一貫作業			植栽樹種		林木被害防止施設		森林作業道整備				図面番号	経営計画作成の有無	経営計画認証番号	備考						
			大字・市町村	地番	林班	林齢	伐採面積(ha)	集積面積(ha)	地帯面積(ha)	植栽面積(ha)	搬出材積(m <sup>3</sup> )	出材予定時期	樹種	品種	植栽本数	実施年度	種類					面積延長(ha,m)	路線名	実施年度開設・改良	延長(m)	森林作業道名を管理する権限を有する者	
例	R3.10	R4.6	〇〇市	2344	170	スギ	50	2	1.9	1.9	600	R4.3	スギ(ローナブ)	少花粉	4,750	R4	防護柵	500	〇〇線	R3開設	1,000	〇〇財産区	①	有	123-456	記載例	

※記載例は、消去して使用すること  
 ※苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を添付すること  
 ※森林作業道の線形、起点・終点、事業予定区域内の林内路網の現状を図面に図示すること  
 ※経営計画作成「無」の場合は、備考欄に経営計画の作成状況を記載すること

別表（第2条関係）

事業区分	事業の種類	補助率	事業主体	補助対象経費	備考
<p>I 森林環境保全整備事業</p>	<p>1 森林環境保全直接支援事業</p> <p>2 特定森林再生事業                      (1) 森林緊急造成</p> <p>(2) 被害森林整備事業</p> <p>(3) 重要インフラ施設周辺森林整備</p> <p>(4) 保全森林緊急保護整備事業                      ア 保全森林健全化整備                      イ 森林保護樹林帯造成</p>	<p>1.0分の4</p> <p>1.0分の4</p> <p>1.0分の5</p> <p>1.0分の4</p> <p>1.0分の5</p> <p>1.0分の4</p> <p>1.0分の4</p> <p>1.0分の5</p> <p>1.0分の7</p>	<p>事業主体</p> <p>県、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人をいう。以下同じ。）、特定非常利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非常利活動法人等をいう。以下同じ。）、特定非常利活動法人等（森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）、特定開伐等促進計画（森林の回復等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定開伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定開伐等の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第10条の10第2項に規定する要開伐森林（以下「要開伐森林」という。）に係る森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に關し森林法第10条の11の4第1項（森林法第10条の11の6第2項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する知事の協定を受けた者（以下「雇業代行者」という。）</p> <p>上記の者が行う事業のうち、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網整備</p> <p>ア 県（ただし、県が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。）</p> <p>イ 森林組合等、特定非常利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）</p> <p>ア 市町村（ただし、市町村が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。）</p> <p>イ 森林整備法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）</p> <p>県、市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。）森林整備法人等、森林組合等、特定非常利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）森林所有者（地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その他の植栽のいすれかかの事業を実施する場合に限る。）</p> <p>ア 県（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。）</p> <p>イ 森林組合等、特定非常利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）</p> <p>ア 市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。）</p> <p>イ 森林整備法人等（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）</p> <p>県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）</p>	<p>補助対象経費</p> <p>上記事業を実施するの に要する経費</p>	<p>備考</p> <p>事業内容、規模等は森林環境保全整備 事業実施要領による。（ただし林道関係 事業を除く。）</p>

<p>II 農山漁村地域整備交付金</p>	<p>1 共生環境整備事業  (1) 森林空間総合整備事業  (2) 絆の森整備事業  ア 行政支援タイプ  イ 市民主導タイプ  ウ 市民開放タイプ</p> <p>2 機能回復整備事業  (1) 特定森林造成事業  ア 特定林地改良  イ 耕作放棄地等森林造成  ウ 花粉産生源対策促進事業</p>	<p>1.0分の7  1.0分の7</p> <p>1.0分の7  1.0分の4  1.0分の4</p>	<p>県、市町村  県、市町村  森林経営計画等の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業者を除く。）及び特定非営利活動法人等  森林所有者のうち森林経営計画等の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p> <p>県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体  県、市町村  県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定関係等促進計画において特定関係等の実施主体に位置付けられた者</p>	<p>左記事業を実施するために要する経費</p>	<p>事業内容、規模等は農山漁村地域整備交付金実施要領による。</p>
-----------------------	--	---	---	--------------------------	-------------------------------------